第 56 回理事会　議事次第
（第 42 回協会役員会との合同開催）

一般社団法人日本鋳造協会
２０２４年5月２３日
１４：００～１５：００
機械振興会館　6-D 会議室（6 階）

１．開　　会

２．議長選出及び議長挨拶

３．審議事項
第 1 号議案　会長・副会長・専務理事の選任に関する件　【1 頁】
第 2 号議案　副会長序列に関する件　【2 頁】
第 3 号議案　協会役員の選任に関する件　【3～4 頁】
第 4 号議案　部会長・副部会長の選任及び協会役員の部会所属に関する件【5 頁】
第 5 号議案　顧問・参与の委嘱に関する件　【6 頁】
第 6 号議案　2025 年度予算・税制等要望に関する件　【7～30 頁】
第 7 号議案　新入退会に関する件　【31 頁】
第 8 号議案　その他

４．報告事項
（1）2024 年度主要行事日程　【32 頁】
（2）その他　【33 頁】

５．閉　　会

以　上

第１号議案

2024 年 5 月 23 日
役員選考委員会

一般社団法人日本鋳造協会の会長・副会長・専務理事の選考案

会　　長	（再任）	藤原　愼二	岡山県鋳造工業協同組合　理事長 （アサゴエ工業㈱　代表取締役会長）
副 会 長	（再任）	丹羽　龍	丹羽鋳造㈱　取締役会長
〃	（再任）	佐藤　孝造	佐藤鋳工㈱　代表取締役社長
〃	（再任）	渡辺　兼三	太洋マシナリー㈱　代表取締役社長
〃	（再任）	岡村　富雄	アイシン高丘㈱ 生産技術本部 Executive Advisor
〃	（再任）	井上　晃	㈱光合金製作所　代表取締役社長
〃	（再任）	石田　吉孝	㈱IJTT　常務執行役員
〃	（新任）	北川　宏	㈱北川鉄工所　代表取締役副会長
〃	（再任）	鈴木　晴光	（一社）日本鋳造協会（事務局）
専務理事	（再任）	鈴木　晴光	（一社）日本鋳造協会（事務局） ＊副会長及び事務局長と兼任

以　上

第２号議案

2024 年 5 月 23 日
（一社）日本鋳造協会

次期副会長の序列について

次期副会長の序列の決定方法は、これまでの慣例に従い、まずは副会長（理事）就任の早い順として、副会長（理事）就任が同じ場合には、年齢の高い順とする。ただし、専務理事を兼任する副会長は最下位とする。

これにより、次期副会長の序列は、以下のとおりとする。

筆頭：丹羽　龍（丹羽鋳造㈱　取締役会長）

２位：佐藤　孝造（佐藤鋳工㈱　代表取締役社長）

３位：渡辺　兼三（太洋マシナリー㈱　代表取締役社長）

４位：岡村　富雄（アイシン高丘㈱　生産技術本部 Executive Advisor）

５位：井上　晃（㈱光合金製作所　代表取締役社長）

６位：石田　吉孝（㈱IJTT　常務執行役員）

７位：北川　宏（㈱北川鉄工所　代表取締役副会長）

８位：鈴木　晴光（（一社）日本鋳造協会　専務理事）

以　上

第３号議案

協会役員の選任について

2024 年 5 月 23 日
会長　藤原　愼二

１．協会役員会運営規定第 3 条に基づき役員選考委員会から報告（答申）のあった別紙の委員を、同第 7 条第 2 項により今期の協会役員に指名する。
　再任となる協会役員候補推薦者（理事及び監事を含む。以下、同じ。）は 55 名、新任の協会役員候補推薦者は 16 名である。

２．今回総会をもって協会役員を退任されたのは、次の 12 名である。
①伊藤幸司氏、②大田喜穂氏、③大和田芳郎氏、④小林敏彦氏、⑤杉山大氏
⑥多賀谷泰三氏、⑦奈部和弘氏、⑧南野隆弘氏、⑨橋本実氏、⑩堀口幹夫氏
⑪宮脇成志氏、⑫村瀬充氏

参考：
2023 年 05 月 23 日　理事会・協会役員会にて役員選考委員会の設置承認
2023 年 10 月 02 日　第 1 回役員選考委員会
2023 年 10 月 12 日　理事会・協会役員会　中間報告
2023 年 11 月 29 日　第 2 回役員選考委員会　答申一次案とりまとめ
2023 年 12 月 08 日　正副会長会　中間報告
2024 年 01 月 23 日　理事会・協会役員会　中間報告
2024 年 02 月 02 日　第 3 回役員選考委員会　答申案とりまとめ
2024 年 02 月 22 日　正副会長会　答申案報告
2024 年 03 月 15 日　理事会・協会役員会にて、答申報告

以　上

＜協会役員会運営規程（参照条文）＞

（役員選考委員）
第 3 条　役員選考委員会は、下記の第 4 条から第 6 条並びに第 9 条の規定に従い、次期の協会役員会の委員候補を選考し、会長に報告するものとする。

（協会役員会の運営）
第 7 条　協会役員会は、会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。
　２　協会役員会は、定款第 34 条に基づき理事及び監事並びに第 2 条から第 6 条までの規定に基づき会長が指名し、理事会が選任した委員をもって構成し、構成員の過半数をもって成立する。
（第 3 項以下　略　）

別紙

日本鋳造協会　理事・監事・協会役員候補者名簿（案）（2024年5月～2026年5月）

2024.05.23

	常勤／非常勤	役　職	再任／新任	氏　名	地区	所　　属
1	非常勤	会　長	再任	藤原　愼二	岡山	岡山県鋳造工業協同組合　理事長　（アサゴエ工業㈱　代表取締役会長）
2	〃	副会長	〃	丹羽　龍	岐阜	丹羽鋳造㈱　取締役会長
3	〃	〃	〃	佐藤　孝造	北海道	佐藤鋳工㈱　代表取締役社長
4	〃	〃	〃	渡辺　兼三	大阪	太洋マシナリー㈱　代表取締役社長
5	〃	〃	〃	岡村　富雄	愛知	アイシン高丘㈱　生産技術本部 Executive Advisor
6	〃	〃	〃	井上　晃	北海道	㈱光合金製作所　代表取締役社長
7	〃	〃	〃	石田　吉孝	茨城	㈱IJTT　常務執行役員
8	〃	〃	新任	北川　宏	広島	㈱北川鉄工所　代表取締役副会長
9	常勤	副会長・専務理事	再任	鈴木　晴光	東京	事務局
1	非常勤	監事	再任	大久保　正志	東京	日本ルツボ㈱　代表取締役会長
2	〃	〃	〃	草野　泰道	東京	草野産業㈱　代表取締役会長
3	〃	〃	〃	深牧　義男	東京	深牧税理士事務所　税理士
1	〃	協会役員	新任	大平　亮	北海道	北海道銑鉄鋳物工業組合　事務局長　（㈱村瀬鉄工所　取締役札幌工場長）
2	〃	〃	再任	奥山 和敏	青森	高周波鋳造㈱　常務取締役
3	〃	〃	〃	登坂 明弘	福島	福島製鋼㈱　代表取締役社長
4	〃	〃	〃	若林　誠	福島	㈱キャスト　代表取締役社長
5	〃	〃	〃	岡本 実利	栃木	㈱プロテリアル 真岡工場　工場長
6	〃	〃	〃	佐藤 克彦	栃木	㈱真岡製作所　取締役社長
7	〃	〃	〃	新井 光浩	群馬	群栄化学工業㈱　執行役員
8	〃	〃	〃	手塚 加津子	群馬	昭和電気鋳鋼㈱　代表取締役社長
9	〃	〃	新任	橋本 浩伸	群馬	前橋橋本合金㈱ 代表取締役社長
10	〃	〃	再任	佐々木 正	茨城	㈱佐々木鋳工所　代表取締役社長
11	〃	〃	〃	石川 義明	埼玉	川口鋳物工業協同組合　理事長　（石川金属機工㈱　代表取締役社長）
12	〃	〃	〃	高橋 健太郎	埼玉	㈱ハイキャスト　代表取締役社長
13	〃	〃	〃	田島 正明	埼玉	㈱田島軽金属　代表取締役社長
14	〃	〃	新任	島村　大	千葉	東京鋳物工業協同組合　理事長　（島村工業㈱　代表取締役）
15	〃	〃	再任	高階 重昭	東京	花王クエーカー㈱ 代表取締役社長
16	〃	〃	〃	財部　剛	東京	東京合金鋳造工業協同組合　副理事長　（㈱双葉　代表取締役社長）
17	〃	〃	〃	平塚 勝朗	東京	㈱ニッチュー　代表取締役社長
18	〃	〃	新任	遠藤 正浩	新潟	中越鋳物工業協同組合　副理事長　（㈱遠藤鋳工所　代表取締役社長）
19	〃	〃	再任	三戸 和重	新潟	㈱リケン　国際事業本部海外事業部グローバル生産企画推進部　部長
20	〃	〃	〃	邵　宗義	長野	長野県鋳物工業協同組合　理事長　（㈱ヤマトインテック　代表取締役）
21	〃	〃	新任	桶川 勇次	静岡	㈱スギヤマ　代表取締役社長
22	〃	〃	再任	木村 寿利	静岡	㈱木村鋳造所　代表取締役社長
23	〃	〃	〃	久保田 和雄	静岡	三明機工㈱　代表取締役社長
24	〃	〃	〃	栗田 鉄也	静岡	静岡県鋳物協同組合　理事長　（栗田工業㈱　代表取締役社長）
25	〃	〃	〃	松下 隆彦	静岡	㈱松下工業　代表取締役社長　（日本鋳物中子工業会　副会長）
26	〃	〃	〃	下田 正生	愛知	トヨタ自動車㈱　開発試作部　部長
27	〃	〃	新任	鈴木 英昭	愛知	西尾市鋳物工業協同組合　理事長　（㈱ヤマキ 代表取締役会長）
28	〃	〃	〃	竹内 浩二	愛知	㈱豊田自動織機　エンジン事業部　鋳造部　部長
29	〃	〃	〃	竹内 信行	愛知	㈱トウチュウ 執行役員 製鋼事業部 製鋼事業所長
30	〃	〃	再任	武山 尚生	愛知	中央可鍛工業㈱　代表取締役会長
31	〃	〃	〃	武山 光治	愛知	愛知県鋳物工業協同組合　理事長　（武山鋳造㈱　取締役会長）
32	〃	〃	新任	東條 温司	愛知	三井ミーハナイト･メタル㈱　代表取締役社長
33	〃	〃	再任	富田 康裕	愛知	㈱富田鋳工所　代表取締役社長
34	〃	〃	〃	永井　淳	愛知	新東工業㈱　代表取締役社長執行役員
35	〃	〃	〃	中原 修二	愛知	㈱大同キャスティングス　常務取締役
36	〃	〃	〃	増田 朋和	愛知	寿工業㈱　代表取締役社長
37	〃	〃	〃	松原 史尚	岐阜	㈱マツバラ　代表取締役社長
38	〃	〃	〃	三輪 和弘	三重	三重県鋳物工業協同組合　理事長　（㈱三輪鋳造　代表取締役）
39	〃	〃	〃	金森　敬	富山	KANAMORI SYSTEM Inc.　代表取締役社長
40	〃	〃	〃	山本　洋	富山	コマツ 氷見工場　品質保証部　部長
41	〃	〃	〃	明石 隆史	石川	㈱明石合銅　代表取締役専務
42	〃	〃	〃	梶 精能	石川	㈱梶鋳工所　代表取締役社長
43	〃	〃	〃	洲﨑 章弘	京都	京都府鋳物工業協同組合　代表理事　（洲崎鋳工㈱　代表取締役社長）
44	〃	〃	新任	磯島 正彦	大阪	大阪特殊合金㈱　取締役営業本部長
45	〃	〃	〃	平山　理	大阪	大阪鋳鉄工業組合　理事長　（朝日鋳工㈱　代表取締役社長）
46	〃	〃	〃	福田 昌隆	大阪	大銑産業㈱　代表取締役社長
47	〃	〃	再任	堀部 康彦	大阪	㈱クボタ　素形材事業ユニット　担当部長
48	〃	〃	〃	山本 幹雄	兵庫	虹技㈱　代表取締役社長
49	〃	〃	〃	三好 洋平	島根	島根県銑鉄鋳物工業組合　理事長　（ヒラタ工業㈱　代表取締役社長）
50	〃	〃	〃	秋岡 義典	岡山	㈱アキオカ　取締役会長
51	〃	〃	〃	中島 英晶	岡山	ナカシマプロペラ㈱　専務取締役
52	〃	〃	新任	唐木 俊夫	広島	福山地方鋳造工業協同組合 理事　（ホーコス㈱　専務取締役）
53	〃	〃	再任	田中 宏典	広島	大和重工㈱　代表取締役社長
54	〃	〃	〃	戸田 拓夫	広島	㈱キャステム　代表取締役社長
55	〃	〃	新任	吉野 正弘	広島	広島県鋳物工業協同組合 理事　（ヨシワ工業㈱　代表取締役社長）
56	〃	〃	〃	島田　誠	高知	㈱トミナガ　代表取締役
57	〃	〃	再任	浅井 武	福岡	日之出水道機器㈱　代表取締役社長
58	〃	〃	新任	藤山 幸二郎	福岡	㈱鷹取製作所　代表取締役社長
59	〃	〃	再任	安田 敏剛	福岡	全九州銑鉄鋳物工業組合　理事長　（戸畑鉄工㈱　代表取締役社長）

1. 部会委員名簿（案）（2024年5月～2026年5月）

2024.04.25

	総務部会		経営部会		技術・環境部会		国際部会		機材部会	
部会長	佐藤　孝造	佐藤鋳工㈱	北川　宏	㈱北川鉄工所	石田　吉孝	㈱IJTT	岡村　富雄	アイシン高丘㈱	渡辺　兼三	太洋マシナリー㈱
副部会長	財部　剛	東京合金組合	丹羽　龍	丹羽鋳造㈱	堀部　康彦	㈱クボタ	木村　寿利	㈱木村鋳造所	永井　淳	新東工業㈱
副部会長	武山　尚生	中央可鍛工業㈱	井上　晃	㈱光合金製作所			山本　洋	㈱小松製作所		
1	石川　義明	川口組合	秋岡　義典	㈱アキオカ	明石　隆史	㈱明石合銅	唐木　俊夫	福山組合	新井　光浩	群栄化学工業㈱
2	遠藤　正浩	中越組合	浅井　武	日之出水道機器㈱	岡本　実利	㈱プロテリアル	栗田　鉄也	静岡組合	磯島　正彦	大阪特殊合金㈱
3	奥山　和敏	高周波鋳造㈱	大平　亮	北海道組合	竹内　浩二	㈱豊田自動織機	下田　正生	トヨタ自動車㈱	金森　敬	KANAMORI SYSTEM Inc.
4	桶川　勇次	㈱スギヤマ	梶　精能	㈱梶鋳工所	竹内　信行	㈱トウチュウ	田中　宏典	大和重工㈱	久保田　和雄	三明機工㈱
5	島田　誠	㈱トミナガ	佐々木　正	㈱佐々木鋳工所	武山　光治	愛知組合	邵　宗義	長野組合	高階　重昭	花王クエーカー㈱
6	鈴木　英昭	西尾組合	佐藤　克彦	㈱真岡製作所	東條　温司	三井ミーハナイト・メタル㈱	戸田　拓夫	㈱キャステム	平塚　勝朗	㈱ニッチュー
7	高橋　健太郎	㈱ハイキャスト	島村　大	東京組合	橋本　浩伸	前橋橋本合金㈱	中島　英晶	ナカシマプロペラ㈱	福田　昌隆	大銑産業㈱
8	手塚　加津子	昭和電気鋳鋼㈱	洲崎　章弘	京都組合	松下　隆彦	㈱松下工業	中原　修二	㈱大同キャスティングス	大久保　正志＊	日本ルツボ㈱
9	富田　康裕	㈱富田鋳工所	田島　正明	㈱田島軽金属	三戸　和重	㈱リケン	藤山　幸二郎	㈱鷹取製作所	大滝　久明＊	㈱コーヨー
10	安田　敏剛	全九州組合	登坂　明弘	福島製鋼㈱	三好　洋平	島根組合	増田　朋和	寿工業㈱	駒田　一孝＊	東久㈱
11	*磯島　正彦＊*	*大阪特殊合金㈱*	平山　理	大阪組合	三輪　和弘	三重組合	松原　史尚	㈱マツバラ	北里　信太郎＊	㈱片岡商店
12			山本　幹雄	虹技㈱	*朴　龍雲＊*	*日本ルツボ㈱*	*仲道　賢一＊*	*新東工業㈱*	竹内　肇＊	伊藤機工㈱
13			吉野　正弘	広島組合					南波　洋＊	ASKケミカルズジャパン㈱
14			若林　誠	㈱キャスト					西村　有司＊	日本ルツボ㈱
15			草野　泰道＊	草野産業㈱					村田　康博＊	㈱ナニワ炉機研究所
16			*平塚　勝朗＊*	*㈱ニッチュー*						

注1）＊：専門委員
注2）斜字は、機材部会の委員等が部会交流として参加する。

2. 支部長名簿（案）

東海支部　竹内　浩二　（㈱豊田自動織機）
北陸支部　山本　洋　（㈱小松製作所）
中国四国支部　藤原　愼二　（アサゴエ工業㈱）

第５号議案

2024 年 5 月 23 日
（一社）日本鋳造協会

顧問・参与の委嘱について（案）

◎　一般社団法人日本鋳造協会　顧問

（再任）　加藤　喜久雄　　社団法人日本鋳造協会元会長

（再任）　中谷　兼武　　社団法人日本鋳造協会元会長

（再任）　木村　博彦　　一般社団法人日本鋳造協会元会長

（再任）　伊藤　光男　　一般社団法人日本鋳造協会前会長

退任：児玉　洋介（旧社団法人日本鋳物工業会元会長）

◎　一般社団法人日本鋳造協会　参与

推薦理由：鋳造カレッジ等の産学連携強化及び協会運営の円滑化を図るため

（再任）　堀江　　皓　　岩手大学客員教授（(公社）日本鋳造工学会元会長）

（再任）　木口　昭二　　近畿大学名誉教授（(公社）日本鋳造工学会元会長）

（再任）　米田　博幸　　元近畿大学理工学部機械工学科　教授

（再任）　清水　一道　　（公社）日本鋳造工学会　会長
（室蘭工業大学教授）

（新任）　岡田　政道　　（公社）日本鋳造工学会　次期会長候補
（プライムアース EV エナジー㈱　代表取締役社長）

参考　：定 款　抜　粋　（顧問及び参与）

（顧問及び参与）

第 28 条　本会に、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、顧問及び参与をそれぞれ５名以内置くことができる。

２　顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して参考意見を述べる。

３　参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。

４　顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。

５　第２４条第１項の規定は、顧問及び参与について準用する。

以　上

鋳協発 2024 第 18 号
令和 6 年 6 月 19 日

鋳物産業振興議員連盟
会　長　麻生　太郎　殿

東京都港区芝公園 3 丁目 5 番 8 号
機械振興会館 5 階 501 号室
一般社団法人　日本鋳造協会
会　長　　藤　原　愼　二

陳 情 書（案①）

鋳造業は、自動車産業や産業機械産業等の日本の製造業を支えるサポーティング・インダストリーとして、サプライチェーンの一翼を構成する重要な産業であります。

企業活動や人々の日常生活を一変させた新型コロナウイルス流行の収束後もロシアによるウクライナに対する一方的な侵略や能登半島地震の発生など、国内外で不安定となる事象が発生し、経済にも大きな打撃を与えております。また、前述した事象による原材料コスト、エネルギーコストの高止まりや、慢性的な人手不足が労務費の高騰を招いており、日本のものづくりを支えるサプライチェーンの一翼を担う当業界にとって非常に厳しい状況となっております。

政府においては、積極的な賃上げ政策を打ち出していただいており、昨年11月には「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定していただいたほか、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等様々な費用の原価上昇分の価格転嫁などについても「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（2021年12月）をはじめ、「下請取引の適正化について」（2023年12月）など、受注企業の経営の健全化を図り、サプライチェーン全体の維持・強化を図る施策の展開により積極的な取引適正化をしていただいております。これらも鋳物産業振興議員連盟の先生の皆様のご理解とご支援の賜物であり、感謝申し上げる次第です。しかし、現在においても、企業活動は依然コロナ禍前の状況に戻っておらず、引き続き支援策を講じていただきたく要望致します。

私ども鋳造業界では、これら政府の施策を活用して取引適正化に積極的に取り

組んでおります。しかしながら、従業員数30名未満の中小事業所が約8割を占める鋳造業は経営基盤も弱く、また、人手不足が深刻化し、人材確保が極めて困難な状況にあります。大手企業が軒並み大幅な賃上げを達成する中、十分な価格転嫁が進まず、従業員の賃金上昇に反映できないため、発注大企業との待遇格差が拡大するなど、中小鋳造企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。多くの中小企業では取引改善のための交渉に当たって、情報収集や価格転嫁等のエビデンスの準備等に多くのコストを要しています。「労務費適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」をはじめとする政府の施策が発注企業に浸透し、公知の資料等簡便なエビデンスで十分な価格転嫁が行われることが期待しているところです。

また、鋳造業は電力多消費産業であることから、事業継続には安価で安定的な電力供給が必要不可欠です。電気料金の高止まりやFIT賦課金が昨年度に比べ大幅に増加する中、鋳造業界における売上高に占める電気料金の負担は約20%に達し、まさに死活問題となっております。

業界を取り巻く厳しい環境が続く中、日本のものづくりを支える鋳造企業が前向きに事業に取り組めるよう、以下の点につきまして要望致します。

Ⅰ．重点項目

１．取引慣行適正化の推進

政府において、「価格決定方法の適正化」、「支払条件の改善」、「型取引の適正化」等を重点課題として、「下請中小企業振興法の振興基準」及び「下請代金支払遅延等防止法（下請法）の運用基準」の改正などに取り組んでいただくとともに、取引代金の支払方法の原則現金化、約束手形による支払いサイトは2024年中に60日以内とすることなど、下請法の運用見直しも進められております。また、2021年度より毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」に設定し、発注側企業と受注側企業との価格協議を促進するための取組みを行っていただき、フォローアップ調査等の結果をもとに価格転嫁や取引代金の支払方法などの実施状況が芳しくない企業に対し、公正取引委員会、中小企業庁等より「指導・助言・勧告」を実施していただいております。

これらに加え、2023年11月には「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表していただき、発注側の経営トップが関与してサプライチェーン全体として適切な価格を決定することなどを求めています。また、独禁法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化取組に関する特別調査を実施し、発注者349件に立入調査をしたほか、コスト上昇分を取引価格へ反映する協議を行っていない企業の公表などの取組は、取引適正化への後押しとなっております。

我々鋳造業界も2023年12月に他の素形材10団体とともに取引自主行動計

画を改訂するとともに、2024 年物流問題に対応する物流に係る自主行動計画を策定し、サプライチェーン全体で「取引適正化」と「付加価値向上」に取り組んでおります。政府の取組みの周知、説明会の開催を実施するとともに、パートナーシップ構築宣言を積極的に行うよう促しております。また、人材確保の厳しい現状や働き方改革に対応するために、前述した指針のほか、鋳造業界労務費シミュレーションソフトの作成と周知とともに、労務費上昇分の転嫁取組・成功事例の共有化を行っております。

これらの政府、業界等の取組みにより、原材料コスト、エネルギーコストの高騰分の価格転嫁は確実に進みつつありますが、全て転嫁できるまでには至っていません。特に、当協会調査では労務費の価格転嫁が 8 割以上できた企業は 3 社に 1 社にとどまっております。また、下請法の適用外の大企業間取引等（例えば、セットメーカーと部品メーカーとの取引）の取引適正化が進んでいないため、当該受注大企業と取引している鋳造企業等の価格転嫁ができず、結果的にサプライチェーン全体での取引適正化が進んでいない状況がございます。

鋳物を製造するために必要な「型」に関しては、依然として量産終了後も長期間無償での保管を強いられ、型廃棄費用も負担してもらえない鋳造企業が多く存在しており、その理由として、発注企業担当者の保管・廃棄費費用負担の認識不足や量産品から補給品への移行時期の曖昧さが課題となっている実態もあります。

鋳造企業の資金繰りを円滑にするため、長期手形サイトの短縮や、手形決済（ファクタリング決済を含む）から現金決済への移行も非常に重要な課題となっております。当協会調査では、今年中に政府が目指す 60 日以内の手形サイトは、会員企業が取扱う手形のわずか 8.5%に留まっており、受発注双方の協議を加速させ、現金決済への移行、若しくは手形サイト 60 日以内の手形決済への今年中の移行を達成する必要があります。

また、鋳造業は溶解設備、造型機、ショットブラスト、後処理設備、集塵装置等をはじめとする代表的な設備産業であります。鋳造品の製造には砂の利用が不可欠であることから、砂による設備の消耗が激しく、設備の定期的なメンテナンスや更新が不可欠になっていますが、設備メーカーのメンテナンス人材の不足や補修部品の高騰などもあり、メンテナンス費の高騰（機械加工等他の製造業に比べ、年間製造コストに占めるメンテナンス費比率は相当高い）や、十分なメンテナンスができない状況も散見されます。高騰しているメンテナンス費の価格転嫁や設備更新のための財源確保も重要な課題となっています。

サプライチェーンの一翼を担う鋳造業界の持続可能な経営のためには、将来への設備投資、人材投資等、様々な投資の財源確保が重要です。そして、これらの解決に向けては、サプライチェーンの上流にいる発注企業の協力は不可欠です。政府の取組みの強化・徹底ならびに鋳造業界、ユーザー業界の自主行動

計画の着実な実行とフォローアップの実施など、サプライチェーン全体を巻き込んだ取組みの深化、実効性の確保に向けた継続的な支援を要望致します。

２．安価かつ安定的なエネルギー供給の確保

（１）FIT 制度および FIP 制度における賦課金の抑制及び減免制度の入口要件の見直し

FIT（Feed-in Tariff）制度及び FIP（Feed-in Premium）制度における賦課金は、今年度 3.49 円/kwh となり、昨年度 1.40 円/kwh に比べ 2.09 円/kwh の大幅増となり、昨年度に比べ大幅な負担増となります。これは、一昨年に電力市場価格高騰に伴い電力市場価格と再生可能エネルギーの買取価格との価格差が一時的に縮まったことの反動によるもので、再生可能エネルギー電源の導入が進行すれば賦課金の長期的な上昇傾向は今後も続くことになります。

同制度はスタート後、個人の売電を除き 20 年間は賦課金が上昇する制度となっており、これを放置することは、電力多消費産業である鋳造業の国内存立の基盤を失わせるものです。2017 年度の FIT 改正法の施行により毎年度の買取価格に対する一定の抑制効果が見られるところですが、2030 年に再エネ比率 36～38%というエネルギーミックス実現のためには、毎年度の買取価格の抑制や入札制度による競争原理の導入などが必要不可欠です。

また、再エネ賦課金の減免制度の入口要件（「電力使用量（kWh）／売上高（千円）」の原単位が 5.6（減免措置発足当時の製造業平均（0.7）の 8 倍）以上）とされていることについて、省エネの取組や政府が進める価格転嫁が一定程度進んだことにより売上高が増加し原単位が 5.6 を下回り、今年度分の減免措置が受けられなかった事業者が続出しています。当協会会員企業で減免を受けられた事業所数は、昨年度に比べ実に 4 割減となりました。政府が取組む省エネや価格転嫁を進めるほど、減免を受けられなくなる事業者がより一層増加する矛盾を抱えております。鋳造企業の利益率は概ね 1～2%と他の業種と比しても圧倒的に低く、エネルギー価格、労務費等の高騰に加え、減免まで受けられなくなることにより、利益を圧迫するどころか赤字に陥ることが容易に推測されます。つきましては、法的改正を伴わず、制度発足後 10 年以上変わっていない製造業平均原単位（0.7）を是非、実態に合ったものに見直していただき、減免措置の趣旨に沿った制度の適切な運用を強く要望致します。

（２）原子力発電の安全性を確保した早期再稼働及び新設を含めた安価で安定的なエネルギー供給

原子力発電の再稼働に当たっては、福島原発事故の教訓を生かし、科学的

見地から徹底的に安全確認を行うことが大前提であると考えます。しかし、再稼働までの期間が余りに長期化しており、現在、定期検査に伴い停止中等を除き実際に稼働している原発は 10 基のみ（1/24 現在）であり、西日本に偏っている状況にあります。

予見可能性が無い現状を踏まえれば、原子力規制委員会において新規制基準への適合が確認された原子力発電所については、これまで得られた知見・経験を最大限活用し、今後の効率的な再稼働の実施に繋げていただきたいと思います。また、現状の高い電気料金の最大の要因は、原子力発電の再稼働の遅れにあります。これにより、現在一部稼働している関西電力、九州電力四国電力と値上げを実施した大手電力会社の価格差は拡大し、同じ鋳物を製造するにも地域により大きな差が生まれております。是非とも引き続き国が前面に立って立地自治体等関係者との調整を進め、速やかな再稼働により、長期にわたり継続的に安価で安定的に供給されるよう要望致しますとともに、再稼働が進んでいる電力会社の取組を模範として、他の電力会社も再稼働に向けより積極的に取り組んでいただき、原子力発電の全国的な稼働を進展させ、原子力発電が稼働している地域と稼働していない地域との電気料金の格差是正が図られるよう政府による電力会社への強力な指導を要望致します。

また、第 6 次エネルギー基本計画によれば、政府の 2030 年温室効果ガス排出削減目標の 46%を踏まえ、2030 年の電源構成における原子力発電の割合は 20～22%とされております。原子力発電は、「バックアップ電源が不要かつ安定的なエネルギー源の確保というセキュリティの面」、「系統対策等含めたトータルとしての経済性の面」、「カーボンフリー電源という環境の面」といういずれの側面からも、安全性の確保を大前提に最大限活用することが不可欠な電源と考えられます。しかしながら、既設の原子力発電所の中には老朽化が進んでおり、今後、廃炉等も進んでいくことを踏まえると 20～22%の電源構成を確保することは容易ではないと考えられます。現在、政府において、安全確保を大前提とした原子力発電の活用に向け、施策を推進していただいておりますが、原子力発電所のリプレース、新設を含め原子力発電の継続的な活用に向けた対策を引き続き強力に講じていただくよう要望致します。

（3）電気、ガス等のエネルギー価格高騰に対する支援

ロシアによるウクライナ侵略以降、原油、LNG 等の燃料価格の高騰を受け、電気、ガス等のエネルギー価格は高止まり状況が続いております。

電気、ガス等のエネルギー価格の高騰は、エネルギー多消費産業である鋳造業界にとっては企業の自助努力の域を超え、持続可能な鋳造産業の経営維

持が危ぶまれる深刻な影響を与えています。

政府においては、電気・ガス等の負担軽減策として「電気・ガス価格激変緩和対策事業」や「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」により最長で本年 5 月まで支援策を講じていただきましたが、エネルギー価格が高止まりしている中、例えば電気料金で言えば、支援策の終了（1.8 円/kWh）と FIT 賦課金の負担増（2.09 円/kWh）で約 4 円/kWh の負担増となっています（従業員 40 人規模、売上高 10 億円規模の中小企業で約 2 千万円の負担増。対売上高比率約 2%）。このことから、ウクライナ侵略以前の比較的安価な水準で電気の供給が受けられるよう対策を講じていただきますよう要望致します。

また、電力自由化に伴い、法人向け電気料金設定の規制が撤廃され、自由競争になりましたが、昨今の石油、LNG 等の高騰を受け、多くの新電力会社が撤退し、電力供給が地元大手電力会社の寡占状態となり、他地域の大手電力会社に見積もりを依頼しても拒否されるなど、自由化とは有名無実となりました。家庭向け電気料金と異なり、法人向け電気料金は際限なく上昇するリスクがあるため、法人向け電気料金設定においても家庭向けと同様に規制を掛けていただき、電気料金の過度な高騰に歯止めを掛けていただきたく要望致します。

3．鉄スクラップ、銅、アルミ等の原材料・副資材の安定供給

鋳物の原材料である鉄スクラップ、鋳物用銑鉄、アルミ、銅、副資材等は 2020 年から急伸し過去に類を見ない高騰となり、現状でも高止まり状態が続き、2020 年初頭比約 2 倍の市況となっています。

特に、鉄スクラップは、コロナウイルス流行、ウクライナ侵攻による国際的な制裁など世界情勢の影響、アジア向けの輸出量の増加のほか、国際的なカーボンニュートラルの目標達成への取組みにより、主要各国の鉄鋼業界では高炉から大型電気炉への転換が加速しており、世界的に鉄スクラップの需要が大幅に増加していることによるものと考えられます。国内の鉄鋼業界も鉄スクラップの大規模な定期購入や囲い込みを進め、鉄スクラップの需要が拡大し、市況を押し上げているのみならず、調達難の要因となっています。今後、カーボンニュートラルが本格化することにより高騰が継続していくと見られ、鉄スクラップがますます入手困難となると予想されています。特に、鋳物用に使用される新断バラなどの混じり気の少ない上級スクラップはすでに入手困難になってきており、入手できたとしても市況にプレミアムが加算された価格になっております。

もともと鉄スクラップを利用した資源リサイクル産業であった鋳造業界にとって、鋳物の原材料の入手困難な状況は、生産、供給に大きな影響が出る可

能性があり、サプライチェーンに重大な影響を及ぼすこととなります。このことから、新たなスクラップ金属として、原子力発電所の廃炉に伴い発生するクリアランス金属（人の健康に対する影響を無視できるレベル放射線量の金属）や廃船の解体で発生するスクラップ（シップリサイクル）などの有効利用の施策の展開が必要であります。また、国内で発生したスクラップの国内循環を促進するなど経済安全保障の観点からも政府による施策の展開が必要であります。

（参考：鉄スクラップの需給状況（直近 5 年間の平均（輸出入を含む））

- 国内発生量：約 50 百万トン（約 0.1 百万トンの輸入を含む）
- 鉄鋼工場消費量:約 33 百万トン(輸出を含む全体消費量の約 72%を占める)
- 鋳物工場消費量：約 4.7 百万トン（同約 10%を占める）
- 輸出量：約 7.6 百万トン（同約 17%を占める）

（出所：(一社) 日本鉄源協会統計）

原材料価格等の高騰によるコスト増の転嫁については、経済産業省策定の「素形材産業取引ガイドライン」(「原材料価格、エネルギー価格、労務費等のコスト増の転嫁」) 等において適正な転嫁が求められており、発注元に対して、原材料価格の高騰分の転嫁、並びに取引価格の設定に際し、コスト変動を折り込んだ価格の算定方式である価格スライド制、サーチャージ制の導入を改めて求めているところです。しかしながら、原材料価格等の高騰によるコスト増分を全て転嫁できるまでに至っておりません。

これらを踏まえ、政府においても、原材料・副資材価格等の高騰によるコスト増の転嫁が進展するよう、引き続き支援を要望致しますとともに、サプライチェーン維持のためにも鋳物が安定供給できるよう、鋳物用に使用される上級スクラップをはじめとする原材料の安定供給のための対策を講じていただくよう要望致します。

４．物流業界の 2024 年問題への対策の徹底

2024 年 4 月からトラックドライバーの時間外労働の規制が強化され、物流業界では人手不足による輸送量の減少、運送費の高騰が始まっています。

鋳造業界でも政府の「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」を踏まえ、2023 年 12 月に他の 9 素形材団体とともに自主行動計画を策定し、発荷主企業、着荷主企業が取り組むべき事項の周知徹底に努めているところですが、サプライチェーンの一翼を担う鋳造業において、物流の滞りや運送費の上昇による負担増は多大な影響を与えるものです。

つきましては、同問題に対する円滑な対応、中小企業に多大な負担増となら

ない対策、並びに運送費上昇分を確実に価格転嫁ができるよう対策の徹底を要望致します。

５．中小企業・小規模事業者の設備投資を支援する税制措置の延長

中小企業における稼ぐ力の向上を支援する中小企業経営強化税制や生産性向上等を支援する中小企業投資促進税制は、「攻めの投資」を後押しするための税制として極めて効果的であります。このため、これらの税制を延長していただくよう要望致します。

６．温室効果ガス削減に向けた工程表の提供、支援策の拡充

鋳造業界においても温室効果ガスの排出削減（主に省エネを通じた CO2 排出削減）に向け取り組んでいるところです。鋳造業は、鉄スクラップ等のリサイクル品を主原料として再利用する資源リサイクル産業です。鉄、アルミ、銅等の製造には多くのエネルギーが消費されるのに対して、これらのリサイクル品は製造の必要はなく、エネルギー消費は実質ゼロであることから、資源リサイクル産業である鋳造業は温室効果ガスの排出抑制に大きく貢献している産業と言えます。

当協会としても CO2 排出削減に向けた会員企業への周知活動を実施しているところですが、カーボンニュートラル特別委員会（2021 年度設置）において、鋳造業界として何ができるか、何をすべきかなど、CO2 排出削減をはじめにカーボンニュートラルの取組みを検討している最中です。

政府においても、温室効果ガスの削減目標として、2030 年に 46%削減（2013 年比）、2050 年にカーボンゼロ（カーボンニュートラル）を掲げております。

この極めて高いレベルの政府目標を達成するために、鋳造業界としても少しでも貢献できるよう取り組んでいきたいと考えております。このため、2030 年及び 2050 年の目標達成に向けた全体的な工程表を示していただき、加えて、キュポラに使用するコークス（燃料）の減量化（バイオ燃料の活用）、キュポラから電気炉への転換、既存の電気炉から高効率の電気炉への転換や生産工程の効率化など、CO2 削減のための設備更新の大規模補助金等の支援策を講じていただくよう要望致します。

Ⅱ．施策関連要望

１．特定技能外国人材制度及び外国人技能実習制度の柔軟な運用

鋳造業界では、特定技能外国人材制度及び外国人技能実習制度に基づき多くの外国人の方々を受け入れており、これらの制度で求められている支援等を確実に実施し、外国人の方々が日本で実習又は働き、技術を極め、鋳造業の発展に繋がる人材になっていただきたいと思い、取り組んでいるところです。

政府においては、当業界を特定技能 2 号の対象としていただき深く感謝しておりますが、現場においては特定技能 2 号資格取得のハードルが高く、人材確保に繋がり難いという声が聞かれます。特定技能 2 号について、外国人材が安心して長期にわたり、鋳造業に従事し、習得した技術を生かせるよう資格取得水準の適正化に引き続き配慮等をしていただくよう要望致します。また、両制度を利用している企業の多くは中小企業であり、届出書類等提出書類が大きく負担となっている実態があるため、手続きの簡素化を併せて要望致します。

また、2024 年 2 月に技能実習制度に代わり新たな外国人受け入れ制度として「育成就労制度」を創設する方針が決定されました。この中では、転籍について基本的に 1 年とすることとなっております。しかし、1 年では鋳造業務を習得する期間としては短すぎるほか、転籍により中小企業が多くの初期コストを掛けて採用した外国人が早期に転職してしまうことが予想され、地域経済及びサプライチェーン全体にも影響を与え、中小企業による当該制度の活用を困難とするものになります。つきましては、転籍が認められるまでの期間を他分野との横並びも見ながら可能な限り長くしていただくとともに、負担した初期費用が十分に、かつ確実に補填される仕組みを構築いただき、鋳造業をはじめとする素形材産業の中小企業が当該制度の活用を継続できるよう対策を講じていただくよう強く要望致します。

２．大学等における鋳造分野の技術習得の専門課程の拡充

1980 年代頃までは、鋳造分野の技術習得ができる金属工学分野等の教育が多くの大学等で実施されていましたが、その後、多くの大学等で鋳造分野の講義等が縮小又は廃止され、現在、鋳造分野の教育が行われている大学等は極めて少なくなってきており、鋳造分野の教育を受けたいと思っている学生の教育の機会も消失させている状況にあります（過去には金属工学科等に鋳造分野の教育の場が一般的に存在していたが、現在は 10 大学にあるか、ないかの状況）。

このことから、大学等卒業後の就職においても、学生の鋳造業への関心は低くなり、鋳造企業での採用を難しくしており、特に中小企業では極めて困難な状況にあります。なお、繊維産業では一早く繊維系の学部が大学から消失したことにより、繊維産業が著しく衰退したことからも、産業を支える基盤（人材）の確保が必要です。

また、この教育の場の減少により、鋳造分野の教育をする教授等の講師の減少も著しく、かつ、研究費も減少していることから、鋳造分野の次代を担う教育及び研究が困難な状況にあります。驚くべきことですが、大学等における先生一人当たりの研究予算は年 15 万円程度と極めて少額な状況で、研究するには競争的資金や受託研究費を獲得しなければならない状況にあります。このような状況では、基礎研究はもとより研究活動ができません。

鋳造業の発展が著しい中国においては、大学等における鋳造分野の教育の場が豊富にあるとともに、教授等の研究費も潤沢に用意されており、若者が鋳造の重要性を学ぶ機会が多くある状況にあります。このままでは、我が国鋳造産業の発展を大きく阻害し、国際競争力を失わせる事態に発展致します。

つきましては、大学や大学院における金属工学科等の鋳造分野の技術教育の場を拡充・復活させる施策を講じていただくとともに、教える講師の育成強化及び研究費の確保、産学官の連携をより推進していただくよう要望致します。

Ⅲ．予算・税制要望

１．ものづくり・商業・サービス補助金等の生産性向上等のための補助金制度の存続・拡充

中小企業等を対象とした「中小企業生産性革命推進事業」に係る補助金は、は、サポーティング・インダストリーとしての鋳造業の技術開発等を促進するものであり、大変有用な制度です。特に同事業に係る「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」(「ものづくり補助金」）は、中小企業の生産性向上をより一層進める設備投資を促す非常に有用な補助金制度であります。このため、これらの補助金制度を今後とも存続・拡充していただきよう要望致します。

併せて、重労働が多い鋳造業の慢性的な人手不足解消のため、省力化に資する中小企業省力化投資補助制度のカテゴリーに早急に鋳造関連装置等を加えていただきたく要望致します。また、障害者作業施設設置等助成をはじめとした工場で働く障がい者支援の拡充に加え女性等の活躍などダイバーシティを実現するための設備導入に対しても補助金の創設を要望致します。

２．電力多消費産業に対する省エネ投資支援施策の拡充等

電気炉により 1500℃で鉄を溶解する電力多消費産業である鋳造業界にとって、省エネは最大の課題であり、またカーボンニュートラルを推進するためにも省エネは不可欠なものです。

ただ、中小企業がほとんどの鋳造業では、体制的にも投資余力においても省エネ対応に限界があるのが実情です。省エネ補助金について、複数年にわたる投資に対して支援いただく制度見直しが行われたことは感謝いたします。これに加えまして、電力多消費産業の中小事業者への補助率上乗せ等の拡充のほか、中小企業にとって負担となっている申請手続きの簡素化を実施していただき、引き続き、電力多消費産業の省エネを強力に後押ししていただくよう要望致します。

また、鋳造業のような電力多消費産業の太陽光発電導入を推進するため、特別高圧連系における系統連系保護装置の設置事業（電力会社によっては当該装

置の設置を求めていないことから、「設置を求めない」方向での統一）への補助、並びに、系統への逆潮流がない電力多消費事業者における「みなし低圧連系」基準条件の緩和を要望致します。

３．中小企業に配慮した人材育成等への助成の復活・拡充

中小企業が大多数を占める鋳造業においては、企業が自ら人材育成を行うことが困難なため、当協会では新人教育、中堅人材教育等の研修事業を協会事業の柱として実施していますが、協会事業としては受益者負担の原則から高額な受講料を設定せざるを得ない状況にあります。中小鋳造企業会員にとって、高額な受講料に加え交通費等を加えた研修受講は大きな負担となっています。

当協会の人材育成事業である鋳造カレッジ及び鋳造カレッジ上級コースは、2017 年度までありました「ものづくり中核人材育成事業」の指定講習として認定を受け、2017 年度の受講生の半数近くが同事業を利用しておりました。サポーティング・インダストリーの人材育成を助成する中小企業経営支援等対策費補助金（ものづくり中核人材育成事業補助金）の復活、拡充を要望致します。

併せて、人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金）については、1 人当たりの助成率の引き上げと申請手続きの簡略化を要望致します。

４．地球温暖化対策税の使途拡大や安易な課税拡大の反対

政府目標である「2050 年カーボンニュートラル」の実現には、官民の総力を挙げ、経済と環境の好循環（グリーン成長）を創出していくことが不可欠であると考えます。

一方、日本のエネルギーコストは、国際的に見てもかなり割高な水準にあり、第 6 次以降のエネルギー基本計画の下で今後さらに上昇する懸念があります。

また、企業にとって、温室効果ガスの排出削減そのものが価値であるという認識が広まる中、削減に資する主体的な取り組みへのインセンティブ措置が必要と考えます。

このような中、地球温暖化対策税は、エネルギー価格の上昇に拍車を掛け、国民生活や産業活動に大きな影響を与えており、我が国経済の回復、成長の足枷となるおそれが高く、廃止も含めた抜本的な見直しが必要であります。併せて、地球温暖化対策税収の使途拡大（森林吸収源対策や地方の温暖化対策への充当）およびこれに関連した企業負担を増大させる増税や新税（大型炭素税等）の創設については反対致します。

また、政府の GX 実現に向けた基本方針では、2028 年度より化石燃料の輸入事業者等を対象に「炭素に関する賦課金」を、2033 年度より発電事業者に対する「有償オークション」を段階的に導入することとしており、これらの導入が電力価格等を高騰させる要因となることから、再生可能エネルギーの普及の状

況等を踏まえ、鋳造業界等企業に過重な負担とならないよう、実際の導入には慎重を期すことが極めて重要であります。

鋳造業は、もともと鉄スクラップ等のリサイクル品を主原料として再利用する資源リサイクル産業であり、CO2 排出抑制に大きく貢献している産業であります。このことから、各企業の資源リサイクルに伴う CO2 排出抑制相当分を各企業の CO2 排出量と相殺できるような制度の創設を要望致します。

以　上

鋳協発 2024 第 18 号
令和 6 年 6 月 19 日

鋳物産業振興議員連盟
会　長　麻生　太郎　殿

東京都港区芝公園 3 丁目 5 番 8 号
機械振興会館 5 階 501 号室
一般社団法人　日本鋳造協会
会　長　　藤　原　愼　二

陳 情 書（案②）

鋳造業は、自動車産業や産業機械産業等の日本の製造業を支えるサポーティング・インダストリーとして、サプライチェーンの一翼を構成する重要な産業であります。

企業活動や人々の日常生活を一変させた新型コロナウイルス流行の収束後もロシアによるウクライナに対する一方的な侵略や能登半島地震の発生など、国内外で不安定となる事象が発生し、経済にも大きな打撃を与えております。また、前述した事象による原材料コスト、エネルギーコストの高止まりや、慢性的な人手不足が労務費の高騰を招いており、日本のものづくりを支えるサプライチェーンの一翼を担う当業界にとって非常に厳しい状況となっております。

政府においては、積極的な賃上げ政策を打ち出していただいており、昨年11月には「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定していただいたほか、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等様々な費用の原価上昇分の価格転嫁などについても「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（2021年12月）をはじめ、「下請取引の適正化について」（2023年12月）など、受注企業の経営の健全化を図り、サプライチェーン全体の維持・強化を図る施策の展開により積極的な取引適正化をしていただいております。これらも鋳物産業振興議員連盟の先生の皆様のご理解とご支援の賜物であり、感謝申し上げる次第です。しかし、現在においても、企業活動は依然コロナ禍前の状況に戻っておらず、引き続き支援策を講じていただきたく要望致します。

私ども鋳造業界では、これら政府の施策を活用して取引適正化に積極的に取り

組んでおります。しかしながら、従業員数30名未満の中小事業所が約8割を占める鋳造業は経営基盤も弱く、また、人手不足が深刻化し、人材確保が極めて困難な状況にあります。大手企業が軒並み大幅な賃上げを達成する中、十分な価格転嫁が進まず、従業員の賃金上昇に反映できないため、発注大企業との待遇格差が拡大するなど、中小鋳造企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。多くの中小企業では取引改善のための交渉に当たって、情報収集や価格転嫁等のエビデンスの準備等に多くのコストを要しています。「労務費適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」をはじめとする政府の施策が発注企業に浸透し、公知の資料等簡便なエビデンスで十分な価格転嫁が行われることが期待しているところです。

また、鋳造業は電力多消費産業であることから、事業継続には安価で安定的な電力供給が必要不可欠です。電気料金の高止まりやFIT賦課金が昨年度に比べ大幅に増加する中、鋳造業界における売上高に占める電気料金の負担は約20%に達し、まさに死活問題となっております。

業界を取り巻く厳しい環境が続く中、日本のものづくりを支える鋳造企業が前向きに事業に取り組めるよう、以下の点につきまして要望致します。

Ⅰ．重点項目

１．取引慣行適正化の推進

政府において、「価格決定方法の適正化」、「支払条件の改善」、「型取引の適正化」等を重点課題として、「下請中小企業振興法の振興基準」及び「下請代金支払遅延等防止法（下請法）の運用基準」の改正などに取り組んでいただくとともに、取引代金の支払方法の原則現金化、約束手形による支払いサイトは2024年中に60日以内とすることなど、下請法の運用見直しも進められております。また、2021年度より毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」に設定し、発注側企業と受注側企業との価格協議を促進するための取組みを行っていただき、フォローアップ調査等の結果をもとに価格転嫁や取引代金の支払方法などの実施状況が芳しくない企業に対し、公正取引委員会、中小企業庁等より「指導・助言・勧告」を実施していただいております。

これらに加え、2023年11月には「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表していただき、発注側の経営トップが関与してサプライチェーン全体として適切な価格を決定することなどを求めています。また、独禁法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化取組に関する特別調査を実施し、発注者349件に立入調査をしたほか、コスト上昇分を取引価格へ反映する協議を行っていない企業の公表などの取組は、取引適正化への後押しとなっております。

我々鋳造業界も2023年12月に他の素形材10団体とともに取引自主行動計

画を改訂するとともに、2024 年物流問題に対応する物流に係る自主行動計画を策定し、サプライチェーン全体で「取引適正化」と「付加価値向上」に取り組んでおります。政府の取組みの周知、説明会の開催を実施するとともに、パートナーシップ構築宣言を積極的に行うよう促しております。また、人材確保の厳しい現状や働き方改革に対応するために、前述した指針のほか、鋳造業界労務費シミュレーションソフトの作成と周知とともに、労務費上昇分の転嫁取組・成功事例の共有化を行っております。

これらの政府、業界等の取組みにより、原材料コスト、エネルギーコストの高騰分の価格転嫁は確実に進みつつありますが、全て転嫁できるまでには至っていません。特に、当協会調査では労務費の価格転嫁が 8 割以上できた企業は 3 社に 1 社にとどまっております。また、下請法の適用外の大企業間取引等（例えば、セットメーカーと部品メーカーとの取引）の取引適正化が進んでいないため、当該受注大企業と取引している鋳造企業等の価格転嫁ができず、結果的にサプライチェーン全体での取引適正化が進んでいない状況がございます。

鋳物を製造するために必要な「型」に関しては、依然として量産終了後も長期間無償での保管を強いられ、型廃棄費用も負担してもらえない鋳造企業が多く存在しており、その理由として、発注企業担当者の保管・廃棄費費用負担の認識不足や量産品から補給品への移行時期の曖昧さが課題となっている実態もあります。

鋳造企業の資金繰りを円滑にするため、長期手形サイトの短縮や、手形決済（ファクタリング決済を含む）から現金決済への移行も非常に重要な課題となっております。当協会調査では、今年中に政府が目指す 60 日以内の手形サイトは、会員企業が取扱う手形のわずか 8.5%に留まっており、受発注双方の協議を加速させ、現金決済への移行、若しくは手形サイト 60 日以内の手形決済への今年中の移行を達成する必要があります。

また、鋳造業は溶解設備、造型機、ショットブラスト、後処理設備、集塵装置等をはじめとする代表的な設備産業であります。鋳造品の製造には砂の利用が不可欠であることから、砂による設備の消耗が激しく、設備の定期的なメンテナンスや更新が不可欠になっていますが、設備メーカーのメンテナンス人材の不足や補修部品の高騰などもあり、メンテナンス費の高騰（機械加工等他の製造業に比べ、年間製造コストに占めるメンテナンス費比率は相当高い）や、十分なメンテナンスができない状況も散見されます。高騰しているメンテナンス費の価格転嫁や設備更新のための財源確保も重要な課題となっています。

サプライチェーンの一翼を担う鋳造業界の持続可能な経営のためには、将来への設備投資、人材投資等、様々な投資の財源確保が重要です。そして、これらの解決に向けては、サプライチェーンの上流にいる発注企業の協力は不可欠です。政府の取組みの強化・徹底ならびに鋳造業界、ユーザー業界の自主行動

計画の着実な実行とフォローアップの実施など、サプライチェーン全体を巻き込んだ取組みの深化、実効性の確保に向けた継続的な支援を要望致します。

２．安価かつ安定的なエネルギー供給の確保

（１）FIT 制度および FIP 制度における賦課金の抑制及び減免制度の入口要件の見直し

FIT（Feed-in Tariff）制度及び FIP（Feed-in Premium）制度における賦課金は、今年度 3.49 円/kwh となり、昨年度 1.40 円/kwh に比べ 2.09 円/kwh の大幅増となり、昨年度に比べ大幅な負担増となります。これは、一昨年に電力市場価格高騰に伴い電力市場価格と再生可能エネルギーの買取価格との価格差が一時的に縮まったことの反動によるもので、再生可能エネルギー電源の導入が進行すれば賦課金の長期的な上昇傾向は今後も続くことになります。

同制度はスタート後、個人の売電を除き 20 年間は賦課金が上昇する制度となっており、これを放置することは、電力多消費産業である鋳造業の国内存立の基盤を失わせるものです。2017 年度の FIT 改正法の施行により毎年度の買取価格に対する一定の抑制効果が見られるところですが、2030 年に再エネ比率 36～38%というエネルギーミックス実現のためには、毎年度の買取価格の抑制や入札制度による競争原理の導入などが必要不可欠です。

また、再エネ賦課金の減免制度の入口要件（「電力使用量（kWh）／売上高（千円）」の原単位が 5.6（減免措置発足当時の製造業平均（0.7）の 8 倍）以上）とされていることについて、省エネの取組や政府が進める価格転嫁が一定程度進んだことにより売上高が増加し原単位が 5.6 を下回り、今年度分の減免措置が受けられなかった事業者が続出しています。当協会会員企業で減免を受けられた事業所数は、昨年度に比べ実に 4 割減となりました。政府が取組む省エネや価格転嫁を進めるほど、減免を受けられなくなる事業者がより一層増加する矛盾を抱えております。鋳造企業の利益率は概ね 1～2%と他の業種と比しても圧倒的に低く、エネルギー価格、労務費等の高騰に加え、減免まで受けられなくなることにより、利益を圧迫するどころか赤字に陥ることが容易に推測されます。つきましては、法的改正を伴わず、制度発足後 10 年以上変わっていない製造業平均原単位（0.7）を是非、実態に合ったものに見直していただき、減免措置の趣旨に沿った制度の適切な運用を強く要望致します。

（２）原子力発電の安全性を確保した早期再稼働及び新設を含めた安価で安定的なエネルギー供給

原子力発電の再稼働に当たっては、福島原発事故の教訓を生かし、科学的

見地から徹底的に安全確認を行うことが大前提であると考えます。しかし、再稼働までの期間が余りに長期化しており、現在、定期検査に伴い停止中等を除き実際に稼働している原発は 10 基のみ（1/24 現在）であり、西日本に偏っている状況にあります。

予見可能性が無い現状を踏まえれば、原子力規制委員会において新規制基準への適合が確認された原子力発電所については、これまで得られた知見・経験を最大限活用し、今後の効率的な再稼働の実施に繋げていただきたいと思います。また、現状の高い電気料金の最大の要因は、原子力発電の再稼働の遅れにあります。これにより、現在一部稼働している関西電力、九州電力四国電力と値上げを実施した大手電力会社の価格差は拡大し、同じ鋳物を製造するにも地域により大きな差が生まれております。是非とも引き続き国が前面に立って立地自治体等関係者との調整を進め、速やかな再稼働により、長期にわたり継続的に安価で安定的に供給されるよう要望致しますとともに、再稼働が進んでいる電力会社の取組を模範として、他の電力会社も再稼働に向けより積極的に取り組んでいただき、原子力発電の全国的な稼働を進展させ、原子力発電が稼働している地域と稼働していない地域との電気料金の格差是正が図られるよう政府による電力会社への強力な指導を要望致します。

また、第 6 次エネルギー基本計画によれば、政府の 2030 年温室効果ガス排出削減目標の 46%を踏まえ、2030 年の電源構成における原子力発電の割合は 20～22%とされております。原子力発電は、「バックアップ電源が不要かつ安定的なエネルギー源の確保というセキュリティの面」、「系統対策等含めたトータルとしての経済性の面」、「カーボンフリー電源という環境の面」といういずれの側面からも、安全性の確保を大前提に最大限活用することが不可欠な電源と考えられます。しかしながら、既設の原子力発電所の中には老朽化が進んでおり、今後、廃炉等も進んでいくことを踏まえると 20～22%の電源構成を確保することは容易ではないと考えられます。現在、政府において、安全確保を大前提とした原子力発電の活用に向け、施策を推進していただいておりますが、原子力発電所のリプレース、新設を含め原子力発電の継続的な活用に向けた対策を引き続き強力に講じていただくよう要望致します。

（3）電気、ガス等のエネルギー価格高騰に対する支援

ロシアによるウクライナ侵略以降、原油、LNG 等の燃料価格の高騰を受け、電気、ガス等のエネルギー価格は高止まり状況が続いております。

電気、ガス等のエネルギー価格の高騰は、エネルギー多消費産業である鋳造業界にとっては企業の自助努力の域を超え、持続可能な鋳造産業の経営維

持が危ぶまれる深刻な影響を与えています。

政府においては、電気・ガス等の負担軽減策として「電気・ガス価格激変緩和対策事業」や「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」により最長で本年 5 月まで支援策を講じていただきましたが、エネルギー価格が高止まりしている中、例えば電気料金で言えば、支援策の終了（1.8 円/kWh）と FIT 賦課金の負担増（2.09 円/kWh）で約 4 円/kWh の負担増となっています（従業員 40 人規模、売上高 10 億円規模の中小企業で約 2 千万円の負担増。対売上高比率約 2%）。このことから、ウクライナ侵略以前の比較的安価な水準で電気の供給が受けられるよう対策を講じていただきますよう要望致します。

また、電力自由化に伴い、法人向け電気料金設定の規制が撤廃され、自由競争になりましたが、昨今の石油、LNG 等の高騰を受け、多くの新電力会社が撤退し、電力供給が地元大手電力会社の寡占状態となり、他地域の大手電力会社に見積もりを依頼しても拒否されるなど、自由化とは有名無実となりました。家庭向け電気料金と異なり、法人向け電気料金は際限なく上昇するリスクがあるため、法人向け電気料金設定においても家庭向けと同様に規制を掛けていただき、電気料金の過度な高騰に歯止めを掛けていただきたく要望致します。

３．鉄スクラップ、銅、アルミ等の原材料・副資材の安定供給

鋳物の原材料である鉄スクラップ、鋳物用銑鉄、アルミ、銅、副資材等は 2020 年から急伸し過去に類を見ない高騰となり、現状でも高止まり状態が続き、2020 年初頭比約 2 倍の市況となっています。

特に、鉄スクラップは、コロナウイルス流行、ウクライナ侵攻による国際的な制裁など世界情勢の影響、アジア向けの輸出量の増加のほか、国際的なカーボンニュートラルの目標達成への取組みにより、主要各国の鉄鋼業界では高炉から大型電気炉への転換が加速しており、世界的に鉄スクラップの需要が大幅に増加していることによるものと考えられます。国内の鉄鋼業界も鉄スクラップの大規模な定期購入や囲い込みを進め、鉄スクラップの需要が拡大し、市況を押し上げているのみならず、調達難の要因となっています。今後、カーボンニュートラルが本格化することにより高騰が継続していくと見られ、鉄スクラップがますます入手困難となると予想されています。特に、鋳物用に使用される新断バラなどの混じり気の少ない上級スクラップはすでに入手困難になってきており、入手できたとしても市況にプレミアムが加算された価格になっております。

もともと鉄スクラップを利用した資源リサイクル産業であった鋳造業界にとって、鋳物の原材料の入手困難な状況は、生産、供給に大きな影響が出る可

能性があり、サプライチェーンに重大な影響を及ぼすこととなります。このことから、新たなスクラップ金属として、原子力発電所の廃炉に伴い発生するクリアランス金属（人の健康に対する影響を無視できるレベル放射線量の金属）や廃船の解体で発生するスクラップ（シップリサイクル）などの有効利用の施策の展開が必要であります。また、国内で発生したスクラップの国内循環を促進するなど経済安全保障の観点からも政府による施策の展開が必要であります。

（参考：鉄スクラップの需給状況（直近 5 年間の平均（輸出入を含む））

- 国内発生量：約 50 百万トン（約 0.1 百万トンの輸入を含む）
- 鉄鋼工場消費量:約 33 百万トン(輸出を含む全体消費量の約 72%を占める)
- 鋳物工場消費量：約 4.7 百万トン（同約 10%を占める）
- 輸出量：約 7.6 百万トン（同約 17%を占める）

（出所：(一社) 日本鉄源協会統計）

原材料価格等の高騰によるコスト増の転嫁については、経済産業省策定の「素形材産業取引ガイドライン」(「原材料価格、エネルギー価格、労務費等のコスト増の転嫁」) 等において適正な転嫁が求められており、発注元に対して、原材料価格の高騰分の転嫁、並びに取引価格の設定に際し、コスト変動を折り込んだ価格の算定方式である価格スライド制、サーチャージ制の導入を改めて求めているところです。しかしながら、原材料価格等の高騰によるコスト増分を全て転嫁できるまでに至っておりません。

これらを踏まえ、政府においても、原材料・副資材価格等の高騰によるコスト増の転嫁が進展するよう、引き続き支援を要望致しますとともに、サプライチェーン維持のためにも鋳物が安定供給できるよう、鋳物用に使用される上級スクラップをはじめとする原材料の安定供給のための対策を講じていただくよう要望致します。

４．中小企業省力化投資補助事業における鋳造関連設備の対象化

昨年度補正予算において、近年の労働者不足を省力化設備の導入により補うことを促す「中小企業省力化投資補助事業」が創設され、今年度より事業が開始されたところ、鋳造業界においても本制度を活用したいとの期待が極めて大きいところです。

しかしながら、制度の仕組みが複雑で、まずは機器カテゴリー（対象業種、対象業務プロセスを含む）を業界団体が申請し、当該機器カテゴリーが認可された後、当該機器カテゴリーに合致した機器メーカーが個別製品を当該業界団体及び補助事業事務局に申請し、当該業界団体は省力化等の性能等について審査を行い、その結果を補助事業事務局に報告、その後、補助事業事務局が要件

を確認後、問題なければカタログの登録となります。次に、本補助事業を活用してカタログに登録された機器を導入しようとする中小事業者等が機器メーカーと共同で補助金の申請を行う仕組みになっています。

中でも最初の段階の機器カテゴリーについて、「清掃ロボット」、「自動倉庫」、「無人搬送車」等の極めて個別製品に近い括りになっており、製造工場のように多種多様な機器を本補助制度の対象とするためには、数十の製品カテゴリーの認可を受けることが必要となり、業界団体及び機器メーカーの負担は極めて大きく、本補助制度の活用を困難なものとしています。

つきましては、鋳造関連設備が本補助制度の対象となるよう制度の見直し、若しくは製品カテゴリーの分類を見直していただき、中小の鋳造企業が本補助制度を活用し、労働者不足を補い、生産性の向上が図られるよう対策を講じていただくよう要望致します。

５．物流業界の 2024 年問題への対策の徹底

2024 年 4 月からトラックドライバーの時間外労働の規制が強化され、物流業界では人手不足による輸送量の減少、運送費の高騰が始まっています。

鋳造業界でも政府の「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」を踏まえ、2023 年 12 月に他の 9 素形材団体とともに自主行動計画を策定し、発荷主企業、着荷主企業が取り組むべき事項の周知徹底に努めているところですが、サプライチェーンの一翼を担う鋳造業において、物流の滞りや運送費の上昇による負担増は多大な影響を与えるものです。

つきましては、同問題に対する円滑な対応、中小企業に多大な負担増とならない対策、並びに運送費上昇分を確実に価格転嫁ができるよう対策の徹底を要望致します。

６．中小企業・小規模事業者の設備投資を支援する税制措置の延長

中小企業における稼ぐ力の向上を支援する中小企業経営強化税制や生産性向上等を支援する中小企業投資促進税制は、「攻めの投資」を後押しするための税制として極めて効果的であります。このため、これらの税制を延長していただくよう要望致します。

７．温室効果ガス削減に向けた工程表の提供、支援策の拡充

鋳造業界においても温室効果ガスの排出削減（主に省エネを通じた CO2 排出削減）に向け取り組んでいるところです。鋳造業は、鉄スクラップ等のリサイクル品を主原料として再利用する資源リサイクル産業です。鉄、アルミ、銅等の製造には多くのエネルギーが消費されるのに対して、これらのリサイクル

品は製造の必要はなく、エネルギー消費は実質ゼロであることから、資源リサイクル産業である鋳造業は温室効果ガスの排出抑制に大きく貢献している産業と言えます。

当協会としても CO2 排出削減に向けた会員企業への周知活動を実施しているところですが、カーボンニュートラル特別委員会（2021 年度設置）において、鋳造業界として何ができるか、何をすべきかなど、CO2 排出削減をはじめにカーボンニュートラルの取組みを検討している最中です。

政府においても、温室効果ガスの削減目標として、2030 年に 46%削減（2013 年比）、2050 年にカーボンゼロ（カーボンニュートラル）を掲げております。

この極めて高いレベルの政府目標を達成するために、鋳造業界としても少しでも貢献できるよう取り組んでいきたいと考えております。このため、2030 年及び 2050 年の目標達成に向けた全体的な工程表を示していただき、加えて、キュポラに使用するコークス（燃料）の減量化（バイオ燃料の活用）、キュポラから電気炉への転換、既存の電気炉から高効率の電気炉への転換や生産工程の効率化など、CO2 削減のための設備更新の大規模補助金等の支援策を講じていただくよう要望致します。

Ⅱ．施策関連要望

１．特定技能外国人材制度及び外国人技能実習制度の柔軟な運用

鋳造業界では、特定技能外国人材制度及び外国人技能実習制度に基づき多くの外国人の方々を受け入れており、これらの制度で求められている支援等を確実に実施し、外国人の方々が日本で実習又は働き、技術を極め、鋳造業の発展に繋がる人材になっていただきたいと思い、取り組んでいるところです。

政府においては、当業界を特定技能 2 号の対象としていただき深く感謝しておりますが、現場においては特定技能 2 号資格取得のハードルが高く、人材確保に繋がり難いという声が聞かれます。特定技能 2 号について、外国人材が安心して長期にわたり、鋳造業に従事し、習得した技術を生かせるよう資格取得水準の適正化に引き続き配慮等をしていただくよう要望致します。また、両制度を利用している企業の多くは中小企業であり、届出書類等提出書類が大きく負担となっている実態があるため、手続きの簡素化を併せて要望致します。

また、2024 年 2 月に技能実習制度に代わり新たな外国人受け入れ制度として「育成就労制度」を創設する方針が決定されました。この中では、転籍について基本的に 1 年とすることとなっております。しかし、1 年では鋳造業務を習得する期間としては短すぎるほか、転籍により中小企業が多くの初期コストを掛けて採用した外国人が早期に転職してしまうことが予想され、地域経済及びサプライチェーン全体にも影響を与え、中小企業による当該制度の活用を困難とするものになります。つきましては、転籍が認められるまでの期間を他分

野との横並びも見ながら可能な限り長くしていただくとともに、負担した初期費用が十分に、かつ確実に補填される仕組みを構築いただき、鋳造業をはじめとする素形材産業の中小企業が当該制度の活用を継続できるよう対策を講じていただくよう強く要望致します。

２．大学等における鋳造分野の技術習得の専門課程の拡充

1980 年代頃までは､鋳造分野の技術習得ができる金属工学分野等の教育が多くの大学等で実施されていましたが、その後、多くの大学等で鋳造分野の講義等が縮小又は廃止され、現在、鋳造分野の教育が行われている大学等は極めて少なくなってきており、鋳造分野の教育を受けたいと思っている学生の教育の機会も消失させている状況にあります（過去には金属工学科等に鋳造分野の教育の場が一般的に存在していたが、現在は 10 大学にあるか、ないかの状況)。

このことから、大学等卒業後の就職においても、学生の鋳造業への関心は低くなり、鋳造企業での採用を難しくしており、特に中小企業では極めて困難な状況にあります。なお、繊維産業では一早く繊維系の学部が大学から消失したことにより､繊維産業が著しく衰退したことからも､産業を支える基盤（人材）の確保が必要です。

また、この教育の場の減少により、鋳造分野の教育をする教授等の講師の減少も著しく、かつ、研究費も減少していることから、鋳造分野の次代を担う教育及び研究が困難な状況にあります。驚くべきことですが、大学等における先生一人当たりの研究予算は年 15 万円程度と極めて少額な状況で、研究するには競争的資金や受託研究費を獲得しなければならない状況にあります。このような状況では、基礎研究はもとより研究活動ができません。

鋳造業の発展が著しい中国においては、大学等における鋳造分野の教育の場が豊富にあるとともに、教授等の研究費も潤沢に用意されており、若者が鋳造の重要性を学ぶ機会が多くある状況にあります。このままでは、我が国鋳造産業の発展を大きく阻害し、国際競争力を失わせる事態に発展致します。

つきましては、大学や大学院における金属工学科等の鋳造分野の技術教育の場を拡充・復活させる施策を講じていただくとともに、教える講師の育成強化及び研究費の確保、産学官の連携をより推進していただくよう要望致します。

Ⅲ．予算・税制要望

１．ものづくり・商業・サービス補助金等の生産性向上等のための補助金制度の存続・拡充

中小企業等を対象とした「中小企業生産性革命推進事業」に係る補助金は、は、サポーティング・インダストリーとしての鋳造業の技術開発等を促進するものであり、大変有用な制度です。特に同事業に係る「ものづくり・商業・サ

ービス生産性向上促進補助金」(「ものづくり補助金」)は、中小企業の生産性向上をより一層進める設備投資を促す非常に有用な補助金制度であります。このため、これらの補助金制度を今後とも存続・拡充していただきよう要望致します。

また、障害者作業施設設置等助成をはじめとした工場で働く障がい者支援の拡充に加え女性等の活躍などダイバーシティを実現するための設備導入に対しても補助金の創設を要望致します。

２．電力多消費産業に対する省エネ投資支援施策の拡充等

電気炉により 1500℃で鉄を溶解する電力多消費産業である鋳造業界にとって、省エネは最大の課題であり、またカーボンニュートラルを推進するためにも省エネは不可欠なものです。

ただ、中小企業がほとんどの鋳造業では、体制的にも投資余力においても省エネ対応に限界があるのが実情です。省エネ補助金について、複数年にわたる投資に対して支援いただく制度見直しが行われたことは感謝いたします。これに加えまして、電力多消費産業の中小事業者への補助率上乗せ等の拡充のほか、中小企業にとって負担となっている申請手続きの簡素化を実施していただき、引き続き、電力多消費産業の省エネを強力に後押ししていただくよう要望致します。

また、鋳造業のような電力多消費産業の太陽光発電導入を推進するため、特別高圧連系における系統連系保護装置の設置事業（電力会社によっては当該装置の設置を求めていないことから、「設置を求めない」方向での統一）への補助、並びに、系統への逆潮流がない電力多消費事業者における「みなし低圧連系」基準条件の緩和を要望致します。

３．中小企業に配慮した人材育成等への助成の復活・拡充

中小企業が大多数を占める鋳造業においては、企業が自ら人材育成を行うことが困難なため、当協会では新人教育、中堅人材教育等の研修事業を協会事業の柱として実施していますが、協会事業としては受益者負担の原則から高額な受講料を設定せざるを得ない状況にあります。中小鋳造企業会員にとって、高額な受講料に加え交通費等を加えた研修受講は大きな負担となっています。

当協会の人材育成事業である鋳造カレッジ及び鋳造カレッジ上級コースは、2017 年度までありました「ものづくり中核人材育成事業」の指定講習として認定を受け、2017 年度の受講生の半数近くが同事業を利用しておりました。サポーティング・インダストリーの人材育成を助成する中小企業経営支援等対策費補助金（ものづくり中核人材育成事業補助金）の復活、拡充を要望致します。

併せて、人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金）については、1 人

当たりの助成率の引き上げと申請手続きの簡略化を要望致します。

４．地球温暖化対策税の使途拡大や安易な課税拡大の反対

政府目標である「2050 年カーボンニュートラル」の実現には、官民の総力を挙げ、経済と環境の好循環（グリーン成長）を創出していくことが不可欠であると考えます。

一方、日本のエネルギーコストは、国際的に見てもかなり割高な水準にあり、第 6 次以降のエネルギー基本計画の下で今後さらに上昇する懸念があります。

また、企業にとって、温室効果ガスの排出削減そのものが価値であるという認識が広まる中、削減に資する主体的な取り組みへのインセンティブ措置が必要と考えます。

このような中、地球温暖化対策税は、エネルギー価格の上昇に拍車を掛け、国民生活や産業活動に大きな影響を与えており、我が国経済の回復、成長の足枷となるおそれが高く、廃止も含めた抜本的な見直しが必要であります。併せて、地球温暖化対策税収の使途拡大（森林吸収源対策や地方の温暖化対策への充当）およびこれに関連した企業負担を増大させる増税や新税（大型炭素税等）の創設については反対致します。

また、政府の GX 実現に向けた基本方針では、2028 年度より化石燃料の輸入事業者等を対象に「炭素に関する賦課金」を、2033 年度より発電事業者に対する「有償オークション」を段階的に導入することとしており、これらの導入が電力価格等を高騰させる要因となることから、再生可能エネルギーの普及の状況等を踏まえ、鋳造業界等企業に過重な負担とならないよう、実際の導入には慎重を期すことが極めて重要であります。

鋳造業は、もともと鉄スクラップ等のリサイクル品を主原料として再利用する資源リサイクル産業であり、CO2 排出抑制に大きく貢献している産業であります。このことから、各企業の資源リサイクルに伴う CO2 排出抑制相当分を各企業の CO2 排出量と相殺できるような制度の創設を要望致します。

以　上

第7号議案

新入退会一覧　2024年4月25日～5月23日

［入　会］

会員種別 （申込日）	会社名・代表者	所在地	企業区分	主な営業品目・その他
正会員 （2024.4.24）	株式会社キリウ 代表取締役社長 武岡 一満	〒326－0142 栃木県足利市小俣南町2番地	資本金 2,098百万円 従業員数 550名（鋳造関係 213名）	輸送用鋳造製品の製造他
正会員 （2024.5.16）	有限会社平野鋳造所 代表取締役社長 平野 拓郎	〒436-0226 静岡県掛川市遊家336-15	資本金 5百万円 従業員数 25名（鋳造関係 25名）	鉄鋳物の製造

（以上2社）

［退　会］

会員種別 （退会日）	会社名	代表者	所在地	理由
正会員 （2024.3.31）	福岡アルミ工業株式会社	代表取締役社長 上田 晋輔	福岡県糟屋郡久山町久原2800番地の1	社内の実担当が1名であり、会費が高額なため

（以上1社）

法人正会員	338
団体正会員	32（446）
賛助会員	50

２０２４年度主要行事日程

2024年5月23日現在

月	総　会	理事会	協会役員会	正副会長会	新年会・総会後懇親会	大会講演会等	国際会議等	海外視察団派遣・出展	支部総会・役員会等	
2024年4月		25 (木)		25 (木)					22 11 19 9 *5	22日：監事会 25日：正副会長会、決算理事会 11日：東海支部総会 19日：北陸支部総会 9日：中国四国支部総会 *5日：東海北陸鋳物組合協議会
5月	23 (木)	23 (木)	23 (木)		23 (木)				 *24~27	23日：春季大会　総会・理事会・協会役員会、協会賞表彰式、鋳造技士認定書授与式（機械振興会館）、懇親会（東京プリンスホテル） *24～27日：工学会全国講演会大会＠早稲田大学
6月									19 (水)	自民党鋳物産業振興議員連盟総会
7月				12 (金)					30	12日：正副会長会 30日：中国四国支部理事会
8月										
9月				24 (火)		5~6 (木金)	18~20			24日：正副会長会 5～6日：若手経営者夏季全国大会（浜松） 18～20日：アジア鋳造協会総会（バンコク）
１０月		3 (木)	3 (木)			4~5 (金土)			 *25~28	3日：秋季大会 理事会・協会役員会、懇親会（福岡） 4日：秋季大会講演会（福岡） 5日：親睦ゴルフ会（福岡周辺） *25～28日：工学会全国講演大会＠富山
１１月								25-12/1	21	21日：中国四国支部理事会・講演会（福山） 25-12/1：タイ国鋳造工場視察会
１２月				13 (金)						13日：正副会長会
2025年1月		24 (金)	24 (金)		24 (金)					24日：理事会・協会役員会（東京プリンスホテル） 24日：新年賀詞交換会（東京プリンスホテル）
2月				26 (水)		14 (金)			 14 14 ○ 12	26日：正副会長会 14日：若手経営者冬季全国大会 14日：東海支部後期役員会 北陸支部後期役員会 12日：中国四国支部理事会
3月		25 (火)	25 (火)							25日：予算理事会・協会役員会
4月		25 (金)		25 (金)					 ○ ○ ○	25日：決算理事会（単独）・正副会長会 東海支部総会 北陸支部総会 中国四国支部総会
5月	21 (水)	21 (水)	21 (水)		21 (水)				○ ○	（P）鋳造技士認定書授与式 21日：春季大会　総会・理事会・協会役員会、協会賞表彰式、懇親会 *工学会全国講演会大会＠東海

注：○は未定もしくは調整中

取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表しませんか

①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※下請中小企業振興法に基づく基準
（https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.htm）

②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

- （公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト（https://www.biz-partnership.jp）に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。

パートナーシップ構築宣言

<ロゴマークに込められた思い>
大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

④一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局
- 内閣府政策統括官付
  参事官（産業・雇用担当）付　03-6257-1540
- 中小企業庁企画課　03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について

- （公財）全国中小企業振興機関協会
03-5541-6688
提出先URL：https://www.biz-partnership.jp

内閣府　中小企業庁

当協会と都道府県協会の連携により中小企業を支援します。
公益財団法人
全国中小企業振興機関協会